新

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱

第1条から第3条まで省略

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率は、次に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

事業名	補助対象経費	研修期間	補助対象事業	補助	備考
			費上限額	率	
短期研	短期研修開催に要する次	5日以上	1研修当たり	3 分	・研修中の滞在
修事業	の経費とする。	<u>(研修1日目</u>	30 万円/年。	O 2	費、研修地への
	・案内チラシ	から最終日	指導者への謝	以内	往復の旅費等は
	・パンフレット作成費	までが3ヶ	金について目		研修生自身の費
	・ <u>指導者</u> への謝金及び旅	月以内であ	額 9,000 円を		用負担とする。
	費	れば研修日	上限とし、複数		・ <u>研修生と</u> 指導
	・ホームページの作成費	が連続して	<u>指導者</u> による		者が3親等以内
	・通信運搬費	いなくても	研修を実施す		の場合は補助対
	・消耗品費	可とする)	る場合も謝金		象外。
	・材料代		の合計額は同		
	<ul><li>その他知事が認めるも</li></ul>		額を上限とす		
	0		る。		
研修環	補助対象経費は、研修場		30 万円/年	3 分	・上限額は、研
境整備	所や後継者の確保、育成			O 2	修生を受け入れ
事業	に必要な備品購入等にか			以内	る事業者ごとと
	かる経費とする。				する。
	・研修用道具の購入又は				・ただし、研修
	リース料				用道具について
	・修繕費				は、研修の用に
	<ul><li>その他知事が認めるも</li></ul>				供すべき物が無
	0				い場合に限る。
					・学校形式によ
					る育成施設につ

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱

第1条から第3条まで省略

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率は、次に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

事業名	端数を生じた場合は、その端 補助対象経費	研修期間	補助対象事業	補助	備考
尹未石	冊切///	47115791161	帝	率率	νπ <sup>ν-</sup> σ
/ → He 777	1=11n=1410111111111111111111111111111111		2 1		777/A. I N. V.
短期研	短期研修開催に要する次	5日以上	1研修当たり	3 分	・研修中の滞在
修事業	の経費とする。		30 万円/年。	の 2	費、研修地への
	・案内チラシ		講師への謝金	以内	往復の旅費等は
	・パンフレット作成費		について日額		研修生自身の費
	・講師への謝金及び旅費		9,000 円を上		用負担とする。
	・ホームページの作成費		限とし、複数講		<ul><li>3親等以内は</li></ul>
	・通信運搬費		師による研修		補助対象外。
	・消耗品費		を実施する場		
	・材料代		合も謝金の合		
	<ul><li>その他知事が認めるも</li></ul>		計額は同額を		
	0		上限とする。		
77 /			00 ZE /F	0 ()	[ PD deriv ) Tirt
研修環	補助対象経費は、研修場		30 万円/年	3 分	・上限額は、研
境整備	所や後継者の確保、育成			の 2	修生を受け入れ
事業	に必要な備品購入等にか			以内	る事業者ごとと
	かる経費とする。				する。
	・研修用道具の購入又は				・ただし、研修
	リース料				用道具について
	・修繕費				は、研修の用に
	<ul><li>その他知事が認めるも</li></ul>				供すべき物が無
	$\mathcal{O}$				い場合に限る。
					・学校形式によ
					る育成施設につ
					いては、上限額

					いては、上限額						に受入者数をか
					に受入者数をか						けた範囲内を上
					けた範囲内を上						限とする。
						研修者	補助対象経費は、研修生	3か月以上	研修生1人当	3 分	ただし、指導者
加加大	補助対象経費は、研修生	3か月以上	研修生1人当	2 /\	限とする。				研修生1 八ヨ   たり月額 15		
研修者	に支給する研修補助金等			3 分	ただし、指导名 とは別生計であ	受入事業		2年以内。1		Ø 2	とは別生計であ
受入事	. ,,,,,	2年以内。1	たり月額 15	Ø 2		兼	とする。	か月におけ	万円	以内	る者。
業	とする。	か月におけ	万円	以内	る者。		・図書教材費	る研修日数			
	・図書教材費	る研修日数					• 道具代	は原則とし			
	・道具代	は原則とし					<ul> <li>原材料費</li> </ul>	て20日以上。			
	・原材料費	て20目以上。					•研修視察費				
	・研修視察費						・研修生受入生産者等と				
	・研修生受入生産者等と						の連絡会等への参加費				
	の連絡会等への参加費						• 損害保険料				
	・損害保険料						・研修中の生活費				
	・研修中の生活費						・その他知事が認めるも				
	・その他知事が認めるも						0				
	0										
							研修受入生産者等に支給		研修受入生産	10 分	・月額5万円ま
	研修受入生産者等に支給		研修受入生産	10 分	・月額5万円ま		する謝金とする。		者等1人当た	Ø 10	での補助率は
	する謝金とする。		者等1人当た	Ø 10	での補助率は				り月額12万5	以内	10分の10以内。
			り月額12万5	以内	10分の10以内。				千円。ただし、		・月額5万円を
			千円。ただし、		・月額5万円を				研修受入生産	3 分	超え12万5千
			研修受入生産	3 分	超え12万5千				者等が、1人ま	<b>の</b> 2	円までの部分の
			者等が、複数の	O 2	円までの部分の				たは複数の研	以内	補助率は、3分
			指導者による	以内	補助率は、3分				修生に対して、		の2以内とす
			研修を実施す		の2以内とす				複数の組合員		る。
			る場合は、研修		る。				_(または事業		<ul><li>3親等以内は</li></ul>
			生1人当たり		・ 研修生と受入				者) で研修生を		補助対象外。
			<u>につき</u> 月額 12		生産者等が3親				受け入れる生		
			万5千円とす		等以内 <u>の場合</u> は				産組合等の場		
			る。		補助対象外。				合は、研修生1		
									<u>人当たりを</u> 月		
									額12万5千円		
									とする。		
							1	J	<u>I</u>	1	
Щ		l	l	l							

	学校形式による育成施設 の管理に関する経費とす る。		3分の1以内		他の補助事業の 対象経費を除い た事務管理費の 3分の1以内を 上限とする。		学校形式による育成施設 の管理に関する経費とす る。		3分の1以内		他の補助事業の対象経費を除いた事務管理費の3分の1以内を上限とする。
販路開拓支援事業	長期研修修了生等が行う 国内外での市場調査に要する次の経費とする。 ・旅費 ・専門家謝金 ・資料購入費 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・翻訳料 ・通訳料 ・通訳料	1年以内	1産地組合当たり70万円/年	3分 の2 以内		販 路 開 拓 支 援 事業	長期研修修了生等が行う 国内外での市場調査に要する次の経費とする。 ・旅費 ・専門家謝金 ・資料購入費 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・翻訳料 ・通訳料 ・その他知事が認めるもの	1年以内	1産地組合当たり70万円/年	3分 の2 以内	

## (対象研修生等)

第5条 短期研修事業、研修環境整備事業及び研修者受入事業における対象研修生は、次の各号のい ずれにも該当する者とする。

- (1) 伝統的工芸品等産業に就業意思のある新規就業希望者で、伝統的工芸品等産業に従事していない 者。
- (2) 義務教育を終了し、研修開始年の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。
- (3)対象研修受入生産者等の工場や加工場のある市町村に居住している者(ただし短期研修に参加す る者は除く)。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。
- つ、第3号及び第4号に該当する者とする。
- (1) 前条における長期研修を修了した者であり、事業開始年の4月1日現在において伝統的工芸品等 産業に従事している者。
- (2) 前号の他、研修者受入事業を実施した産地組合が推薦する者であり、かつ、事業開始年の4月1 日現在において伝統的工芸品等産業に従事している者。
- (3) 高知県内に居住している者。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。

## (対象研修生等)

- 第5条 短期研修事業、研修環境整備事業及び研修者受入事業における対象研修生は、次の各号のい ずれにも該当する者とする。
- (1) 伝統的工芸品等産業に就業意思のある新規就業希望者で、伝統的工芸品等産業に従事していない
- (2) 義務教育を終了し、研修開始年の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。
- (3)対象研修受入生産者等の工場や加工場のある市町村に居住している者(ただし短期研修に参加す る者は除く)。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。
- 2 販路開拓支援事業の対象となる長期研修修了生等は、第1号又は第2号のいずれかに該当し、か 2 販路開拓支援事業の対象となる長期研修修了生等は、第1号又は第2号のいずれかに該当し、か つ、第3号及び第4号に該当する者とする。
  - (1)前条における長期研修を修了した者であり、事業開始年の4月1日現在において伝統的工芸品等 産業に従事している者。
  - (2) 前号の他、研修者受入事業を実施した産地組合が推薦する者であり、かつ、事業開始年の4月1 日現在において伝統的工芸品等産業に従事している者。
  - (3) 高知県内に居住している者。
  - (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。

#### (対象研修受入生産者等)

- 第6条 短期研修事業、研修環境整備事業及び研修者受入事業における間接補助事業者となる研修受 入生産者等は、次の各号のいずれかに該当すること。
  - (1) 伝統的工芸品等の指定又は認定を受けた団体又は生産者
  - (2) 伝統的工芸品等の指定又は認定を受けた団体から推薦を受けた生産者
- 2 前項に該当する研修受入生産者等は、次の各号の全てに該当すること。
- (1) 伝統的工芸品等産業の経験が10年以上の指導者を1名以上確保すること。
- (2) 研修を行う伝統的工芸品の研修施設を持つこと。
- (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- <u>3</u> 販路開拓支援事業における間接補助事業者となる産地組合は、次の各号のいずれかに該当すること。
- (1) 伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合等。
- (2) 伝統的特産品を製造する生産団体。

#### (研修期間等)

- 第7条 第4条の規定による研修者受入事業の対象となる研修の期間は、研修生1名につき3か月以上2年以内とし、1か月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始又は事故等のやすを得ない理由が生じた場合は、この限りではない。
- 2 2年を超える研修を行う事を妨げない。ただし、2年を超える期間については、補助対象としない。
- 3 第4条の規定による販路開拓支援事業の対象となる市場調査は、複数回あるいは複数名により実施する事を妨げない。

#### (研修内容等の検討及び状況確認)

- 第8条 補助事業者は、第4条の規定による研修事業を実施する場合、事前に研修生個別の研修カリキュラムを確認し、また、定期的に研修実施状況の確認を行い、研修修了後は、研修日誌を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第4条の規定による研修事業を実施する場合、研修を開始して3ヶ月を経過した時点で、定期的な研修実施状況の確認に合わせて研修生の適性を確認するものとする。
- 3 補助事業者は、第4条の規定による販路開拓支援事業を実施する場合、事前に市場調査の概要等を 確認するとともに、市場調査終了後は、調査結果報告書を知事に提出しなければならない。

#### 第9条から第13条まで省略

## (補助事業の変更、中止及び廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの変更、中止、

#### (対象研修受入生産者等)

- 第6条 短期研修事業、研修環境整備事業及び研修者受入事業における間接補助事業者となる研修受入生産者等は、伝統的工芸品等の指定又は認定を受けた団体、団体の構成員、生産者であるとともに、次の各号のいずれにも該当すること。
- (1) 伝統的工芸品等産業の経験が10年以上の生産者等。
- (2) 研修施設を持つ伝統的工芸品等の団体等。
- (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。
- <u>2</u> 販路開拓支援事業における間接補助事業者となる産地組合は、次の各号のいずれかに該当すること。
- (1) 伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合等。
- (2) 伝統的特産品を製造する生産団体。

#### (研修期間等)

- 第7条 第4条の規定による研修者受入事業の対象となる研修の期間は、研修生1名につき3か月以上2年以内とし、1か月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始又は事故等のやむを得ない理由が生じた場合は、この限りではない。
- 2 2年を超える研修を行う事を妨げない。ただし、2年を超える期間については、補助対象としない。
- 3 第4条の規定による販路開拓支援事業の対象となる市場調査は、複数回あるいは複数名により実施する事を妨げない。

## (研修内容等の検討及び状況確認)

- 第8条 補助事業者は、第4条の規定による研修事業を実施する場合、事前に研修生個別の研修カリキュラムを確認し、また、定期的に研修実施状況の確認を行い、研修修了後は、研修日誌を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第4条の規定による研修事業を実施する場合、研修を開始して3ヶ月を経過した時点で、定期的な研修実施状況の確認に合わせて研修生の適性を確認するものとする。
- 3 補助事業者は、第4条の規定による販路開拓支援事業を実施する場合、事前に市場調査の概要等を 確認するとともに、市場調査終了後は、調査結果報告書を知事に提出しなければならない。

#### 第9条から第13条まで省略

(補助事業の変更、中止及び廃止)

若しくは廃止をしようとするときは、事前に知事と協議のうえ、別記第2号様式による補助金変更 (中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止、若しくは廃止
- (2) 研修生の研修の中止
- (3) 研修生の研修期間の変更
- (4) 長期研修修了生等が行う市場調査の実施期間又は実施地域の変更
- (5) 市場調査を行う長期研修修了生等の変更
- (6) 交付決定額の変更をしようとするとき (ただし、交付決定額の30%を超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。)
- 2 知事は、前項の規定により変更 (中止・廃止) 承認申請書の提出があったときは、その内容の適否 等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 知事は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

#### 第15条から第23条まで省略

### 附則

- 1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された補助金については第13条第1号から第5号まで、第15条、第16条第3項、第19条、第20条及び第22条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

#### 附則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附則

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

#### 附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附則

第14条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの変更、中止、若しくは廃止をしようとするときは、事前に知事と協議のうえ、別記第2号様式による補助金変更 (中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止、若しくは廃止
- (2) 研修生の研修の中止
- (3) 研修生の研修期間の変更
- (4) 長期研修修了生等が行う市場調査の実施期間又は実施地域の変更
- (5) 市場調査を行う長期研修修了生等の変更
- (6) 交付決定額の変更をしようとするとき (ただし、交付決定額の30%を超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。)
- 2 知事は、前項の規定により変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否 等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 知事は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

## 第15条から第23条まで省略

#### 附則

- 1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和<u>5</u>年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された 補助金については第13条第1号から第5号まで、第15条、第16条第3項、第19条、第20条及び 第22条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

#### 附則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附則

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

#### 附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附則 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附則 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附則 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附則 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附則 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附則 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

新	
別表第1(第12条、第13条関係) 省略	別表第1(第12条、第13条関係) 省略
別記 第1号様式 (第10条関係) 第 号 年月日	別記 第1号様式 (第 10 条関係) 第 号 年 月 日
高知県知事様	高知県知事様
市町村長	市町村長
年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付申請書	年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付申請書
年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、 補助金 円の交付を申請します。	年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、 補助金 円の交付を申請します。
記 1 事業区分 (1) 短期研修事業 (2) 研修環境整備事業 (3) 研修者受入事業 (4) 販路開拓支援事業 ※事業区分を○で囲んでください。 2 事業の目的	記 1 事業区分 (1) 短期研修事業 (2) 研修環境整備事業 (3) 研修者受入事業 (4) 販路開拓支援事業 ※事業区分を○で囲んでください。 2 事業の目的
3 事業実施期間	3 事業実施期間
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 対象研修生等の確認	4 対象研修生等の確認

5 収支予算			5 収支予算		
(1) 収入の部		(単位:円)	(1) 収入の部		(単位:円)
区分	予算額	備考	区分	予 算 額	備考
県補助金			県補助金		
一般財源			一般財源		
その他			その他		
計			計		
(2) 支出の部		(単位:円)	(2) 支出の部		(単位:円)
区分	予 算 額	備 考 (積算根拠等)	区分	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
短期研修事業			短期研修事業		
研修環境整備事業			研修環境整備事業		
研修者受入事業			研修者受入事業		
販路開拓支援事業			販路開拓支援事業		
計			計		
予算議決日(又	スは議決予定日)	年 月 日 (予定)	予算議決日()	又は議決予定日)	年 月 日 (予定)
予算議決日(又	《(江藏伏宁疋日)	年 月 日 (予定)	予算該決日()	X(は譲伏†)	年 月 日 (予定)

(単位:円)

名   補助対象経費		負担区分					
補助対象経費	県補助金	市町村費	その他	計			
小 計							
小 計							
小計							
小 計							
計							
	小 計 小 計	小 計 小 計 小 計	# 中華	小 計   一			

6 事業の負担区分

(単位:円)

		<i>&gt;</i> 13—	区分	
事業名 補助対象経費		市町村費	その他	計
小計				
小 計				
小 計				
小				
計				
	小 計 小 計	小 計 小 計	小 計	小 計 小 計 小 計

## 7 実施研修計画書

短期研修事業 <短期研修>

市町村名		担当課		
11. 11.1 H		(担当者)		
事業のPR等	※事業PR方法や研修生	の募集方法等を	記入して	てください。
研修場所				
研修実施予定時期			予定	
			日数	日
研修受入予定人数				
研修指導者等	※研修指導者の概要等( 数、研修生受入態勢等			
研修内容等	※研修内容、研修指導者 い。	名、研修生指導	事方法等 <i>。</i>	を記入してくださ
市町村支援内容	※市町村の支援内容(助い。	成方法、助成金	<b>を額)を</b> 記	記入してくださ
その他	※その他必要な事項を記	入してください	ò	_

- (注) 1 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
  - 2 スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
  - 3 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当と副担当を決めて明記してください。

# 7 実施研修計画書

短期研修事業 <短期研修>

市町村名		担当課 (担当者)		
事業のPR等	※事業PR方法や研修生の	募集方法等を	:記入し、	てください。
研修場所				
研修実施予定時期			予定 日数	日
研修受入予定人数				
研修指導者等	※研修指導者の概要等(研 数、研修生受入態勢等)			
研修内容等	※研修内容、研修指導者名 い。	、研修生指導	京法等。	を記入してくださ
市町村支援内容	※市町村の支援内容(助成い。	方法、助成金	<b>注</b> 額)を記	記入してくださ
その他	※その他必要な事項を記入	してください	`°	

- (注) 1 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
  - 2 スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
  - 3 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当と副担当を決めて明記してください。

## 研修者受入事業 <長期研修>

10日文八字末   文为	
市町村名	担当課
	(担当者)
研修受入生産者等	※研修受入生産者の概要等(研修施設等の名称、研修指導者の氏
	名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等)を記
	入してください。
対応をル	
研修生	※研修生の概要(氏名、年齢、新規学卒・U・Iターン別、県内
	外出身別、その他伝統工芸就業経験、研修希望内容等)を記入
	してください。
研修内容等	※研修予定期間、研修内容、研修生指導方法等を記入してくださ
	V'o
市町村支援内容	※市町村の支援内容(助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、
	研修実施状況の把握方法等)を記入してください。
	41127 CALL VIOLE 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
7. 11h	ツァのゆり悪わ声頂を含ましてノギシ」、
その他	※その他必要な事項を記入してください。

- (注) 1 研修生受入事業の場合は、研修生ごとに作成してください。
  - 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
  - 3 年間スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
  - 4 長期研修の場合は研修生ごとに誓約書と住民票の写しを添付してください。
  - 5 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当を決めて指導者全員を明記してください。

## 研修者受入事業 <長期研修>

市町村名	担当課(担当者)
研修受入生産者等	※研修受入生産者の概要等(研修施設等の名称、研修指導者の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等)を記入してください。
研修生	※研修生の概要(氏名、年齢、新規学卒・U・Iターン別、県内外出身別、その他伝統工芸就業経験、研修希望内容等)を記入してください。
研修内容等	※研修予定期間、研修内容、研修生指導方法等を記入してください。
市町村支援内容	※市町村の支援内容(助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、 研修実施状況の把握方法等)を記入してください。
その他	※その他必要な事項を記入してください。

- (注) 1 研修生受入事業の場合は、研修生ごとに作成してください。
  - 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
  - 3 年間スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
  - 4 長期研修の場合は研修生ごとに誓約書と住民票の写しを添付してください。
  - 5 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当と副担当を決めて明記してください。

# 販路開拓支援事業

市町村名	担当課 (担当者)
事業内容	※市場調査の概要(調査の目的、調査実施期間、調査実施地域、調査を行う展示会・商談会等の名称、その他調査の具体的内容等)を記入してください。
長期研修修了生 等	※長期研修修了生等の概要(氏名、年齢、長期研修修了生の場合は 研修実施期間、就業年数、現在の就業場所等)を記入してください。
市町村支援内容	※市町村の支援内容(助成方法、助成金額、調査実施状況及び実施結果の把握方法等)を記入してください。
その他	※その他必要な事項を記入してください。

- (注) 1 複数名で実施する場合は、長期研修修了生等ごとに作成してください。
  - 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
  - 3 事業スケジュール案を添付してください。
  - 4 研修修了生等は住民票の写しを添付してください。

# 販路開拓支援事業

市町村名		担当課	
		(担当者)	
事業内容			E施期間、調査実施地域、調査 起調査の具体的内容等)を記入
長期研修修了生等			命、長期研修修了生の場合は 業場所等)を記入してくださ
市町村支援内容	※市町村の支援内容(B 結果の把握方法等)を		金額、調査実施状況及び実施さい。
その他	※その他必要な事項を記	己入してください	'\'

- (注) 1 複数名で実施する場合は、長期研修修了生等ごとに作成してください。
  - 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
  - 3 事業スケジュール案を添付してください。
  - 4 研修修了生等は住民票の写しを添付してください。

## 8 添付書類

- (1) 長期研修の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等(様式自由)
  - 研修生、研修受入生産者等の選定経過及び結果
  - 研修内容の検討経過及び結果
  - 研修生の待遇方法の検討経過及び結果
  - 研修実施状況の確認方法の検討経過及び結果
- (2) 研修環境整備事業の場合は、必ず短期<u>研修</u>及び長期研修のカリキュラム案と研修生の情報を添付してください。
- (3) 販路開拓支援事業の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等
  - 産地組合からの推薦書(様式自由)(長期研修修了生の場合除く。)
  - 市場調査の対象となる展示会・商談会等の情報
- (4) 市町村の助成金交付に際する条件等を規定した規則又は要綱
- (5) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書等(間接補助事業者)
- (6) 誓約書兼同意書(別記第1号様式の1及び2)
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか事業実施内容の説明に必要な資料等

## 8 添付書類

- (1) 長期研修の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等(様式自由)
  - 研修生、研修受入生産者等の選定経過及び結果
  - 研修内容の検討経過及び結果
  - 研修生の待遇方法の検討経過及び結果
  - 研修実施状況の確認方法の検討経過及び結果
- (2) 研修環境整備事業の場合は、必ず短期及び長期研修のカリキュラム案と研修生の情報を添付してください。
- (3) 販路開拓支援事業の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等
  - ・ 産地組合からの推薦書(様式自由)(長期研修修了生の場合除く。)
  - 市場調査の対象となる展示会・商談会等の情報
- (4) 市町村の助成金交付に際する条件等を規定した規則又は要綱
- (5) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書等(間接補助事業者)
- (6) 誓約書兼同意書(別記第1号様式の1及び2)
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか事業実施内容の説明に必要な資料等

第1号様式の1 省略	第1号様式の1 省略
第1号様式の2 省略	第1号様式の2 省略
(参考様式1) 省略	(参考様式1) 省略
第2号様式(第14条関係) 省略	第2号様式(第14条関係) 省略
(参考様式2) 省略	(参考様式2) 省略
第3号様式(第16条関係) 省略	第3号様式(第16条関係) 省略
第4号様式(第16条関係) 省略	第4号様式(第16条関係) 省略
第5号様式・(参考様式3) 省略	第5号様式・(参考様式3) 省略